

平成28年4月1日から

# 「特定求職者雇用開発助成金」の制度を変更します

「特定求職者雇用開発助成金」は、平成28年4月1日から、トライアル雇用奨励金と併用できるような制度を変更しました。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

## トライアル雇用奨励金との併用について

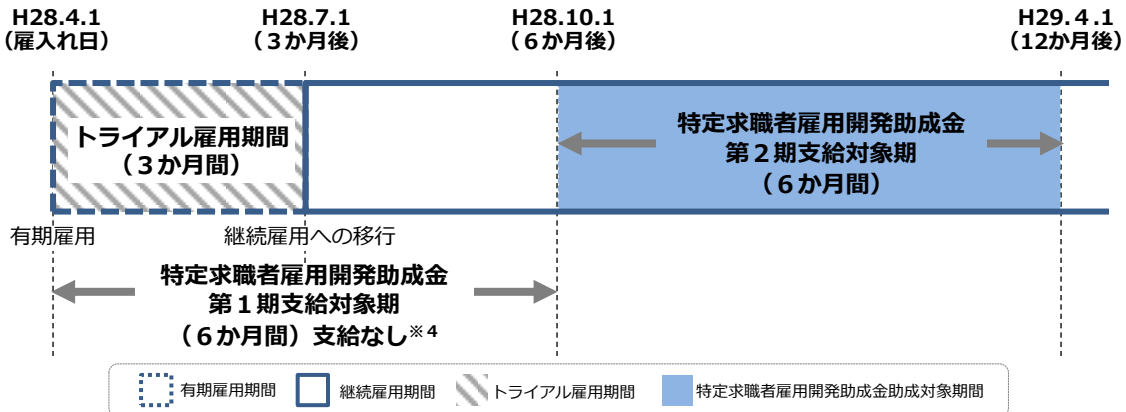
平成28年4月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

試行雇用から長期雇用へつなげる道を広げるため、トライアル雇用により雇い入れた対象労働者を、**トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部（第2期支給対象期分）を受給することができます。**

### <併用する場合の要件>

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金に共通する対象労働者であること<sup>※1</sup>。  
※1 母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者が該当します。
- トライアル雇用期間終了後、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用すること<sup>※2</sup>が確実であること。
- 対象労働者の雇入れ時点において、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金それぞれの支給要件を満たしていること。<sup>※3</sup>  
※2 対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。  
※3 特定求職者雇用開発助成金の支給要件のうち、「継続して雇用する労働者として雇用すること」については、トライアル雇用期間終了後の雇用契約の内容で判断します。

### ◆具体的な支給例（平成28年4月1日に母子家庭の母等をトライアル雇用により雇い入れた場合）



### <支給額の算出方法（例）>

- ① トライアル雇用奨励金（トライアル雇用期間：3か月間（H28.4.1～H28.6.30））  
月額5万円 × 3か月間 = **15万円**
- ② 特定求職者雇用開発助成金（助成対象期間：H28.4.1～H29.3.31）  
第1期支給対象期（H28.4.1～H28.9.30）：**支給なし<sup>※4</sup>**  
第2期支給対象期（H28.10.1～H29.3.31）：**30万円**      **支給額合計（①+②） = 45万円**

※4 トライアル雇用奨励金の支給を受けているため、第1期支給対象期について受給することはできません。

### [留意事項]

- ▶ トライアル雇用奨励金及び特定求職者雇用開発助成金それぞれについて、支給申請を行う必要があります。
- ▶ トライアル雇用奨励金の支給申請を行っていない場合やトライアル雇用奨励金が不支給となった場合などは、特定求職者雇用開発助成金について支給を受けることができません。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。